

第5回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成29年5月30日(火)	午前 9時 50分 午前 10時 20分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室	
3. 出席委員	1 日下委員, 2 石本委員, 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 10 井上委員 11 西野委員, 12 祐本委員, 欠席委員	
4. 説明員	向井事務局長, 道面主任主事, 森永主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第5回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員はございません。農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、6番沖野委員と7番山本委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第3、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第15号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第4条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数1は、申請人Aさんで、事業計画は自己住宅の建築となっております。なお、本申請につきましては、本年第4回総会において、議案第10号でお諮りし、決定をいただいた竹原市の農業振興地域整備計画において、農用地の除外手続き中の土地の申請となっております。</p> <p>件数2は、申請人Bさんで、事業計画は共同住宅の建築となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、7番山本委員からご報告をお願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数2は、区画整理区域内にある秋井公園の西側の道路を挟んだ位置にあり、現地確認時、西側の3割位の面積にイチジクが植えてありました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあ</p>

ります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。

まず、立地基準の審査ですが、件数1は農用地区域内の農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供する場合は許可することができることとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われます。件数2は都市計画区域内の用途指定区域内であり、又、土地区画整理区域内でもあり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。

次に一般基準の審査で、まず信用及び資力につきましては、件数1は、現在すでに住宅が建築され、宅地として転用が行われています。申請時に、この度の許可前着手に至った経緯を記した始末書の提出があり、申請人は農地法をよく知らず着手し、大変申し訳なく今後この様なことのないよう深く反省されております。件数2は、譲受人は過去に違反転用はなく、又、資力も資金証明等が添付されています。

次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、件数1は竹原市の農業振興地域整備計画変更の申請中であり、又、件数2は、土地区画整理法第76条の許可済みとなっております。

次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、両件数とも申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。

次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、両件数とも妥当であると認められます。

次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、両件数とも今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。

説明は以上です。

議 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長

それでは、議案第16号について説明致します。

本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。

	<p>譲渡人Cさん、譲受人Dさんからの所有権移転の申請で事業計画は倉庫及び資材置場となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、7番山本委員からご報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、下野町の親耕橋より北に約200mに位置し、現地確認時、耕運され一部しそが植えられていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等の提出があります。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、申請書類、また、申請時の聞き取りで、遅れることなく事業実施するものと認められます。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、他法令の申請は不要となっております。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>最後に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p>

<p>局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第5、報告第6号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p> <p>それでは、報告第6号について説明を致します。平成29年4月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は5件、筆数は田37筆、畑13筆、面積は12,084㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について ・新農業委員、新農地利用最適化推進委員の研修について(8月7日、広島市) <p>以上をもちまして、第5回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	--

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年 6月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 沖野 武司

署名委員 山本 茂明